

旅館業法の特例を用いて簡易宿所営業（農業体験民宿業）の 許可申請をする際の事前確認の取扱について

平成22年5月11日観振第104号観光振興課長通知
改正：平成24年4月16日観振第18号観光振興課長通知
改正：平成27年4月1日農振第253号農村振興課長通知
改正：平成29年3月1日農振第1982号農村振興課長通知
最終改正：平成31年4月1日農振第2135号農村振興課長通知

第1 目的

「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）」第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設（以下「施設」という。）を営業する場合、旅館業法施行令第2条及び旅館業法施行規則（以下「規則」という。）第5条第1項第4号及び同条第2項において特例が定められている。

そこで、この「旅館業法の特例を用いて簡易宿所営業（農業体験民宿業）の許可申請をする際の事前確認の取扱について（以下「事前確認取扱」という。）」では、申請者が「農村滞在型余暇活動に必要な役務」を提供及びあっせんできるか、許可申請の事前確認を円滑に実施するため必要な事項を定める。

第2 農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供及びあっせんについて

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条に規定する農村滞在型余暇活動に必要な役務（以下「役務」という。）は、次のとおりであり、適正に役務が提供及びあっせんできるかを確認するため、第3に定める書類等を提出する。

- ①農作業の体験の指導
- ②農産物の加工又は調理体験の指導
- ③地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
- ④農用地その他の農業資源の案内
- ⑤農作業体験施設等を利用させる役務
- ⑥前記①から⑤に掲げる役務のあっせん

第3 事前確認願の提出について

特例の適用により「農業体験民宿業」を営もうとする者は、旅館業法に係る事前協議の申請の前に、事前確認願（様式1）に必要な事項を記載し、次の書類を添えて、管轄する農務事務所長に提出する。

- (1) 役務の提供及びあっせん計画（様式2）及び説明資料

第4 事前確認の回答について

- (1) 事前確認願の提出を受けた農務事務所長は、その内容を確認し、申請者に対し回答（様式3）するとともに、事前確認願及び回答の写しを農村振興課長に送付する。
- (2) 回答を受けた申請者は、旅館業法に係る許可を申請する際には当該回答の写しを添付する。また、関係機関への相談時等に提示を求められた場合には、これを提示する。
- (3) 保健所長及び保健所設置市においてはその長は、回答の内容等について、必要に応じ農務事務所長に照会することができる。
- (4) 農務事務所長は、必要に応じ保健所長及び保健所設置市においてはその長に助言を求めることができる。

第5 事前確認申請者が必要な要件を満たさなくなった場合等について

事前確認を受けた者は、当該確認に係る要件を満たさなくなった場合は、農務事務所長にその旨を申し出る。

申し出を受けた農務事務所長は、農村振興課長及び当該施設の所在地を管轄する保健所長及び保健所設置市にあつてはその長に報告する。

第6 関係機関の連携について

許可申請の事前確認を円滑に実施するため、農務事務所、保健福祉事務所（保健所）、農村振興課、衛生薬務課及び甲府市（生活衛生薬務課）は相互に十分な連携を図る。

第7 その他

この事前確認取扱に定めるもののほか、必要な事項は関係機関が協議して定める。

(参 考)

○申請者が事前確認願（様式1）に添付する書類等の一覧

提 出 書 類 の 内 容	添 付 書 類
○適正に役務を提供及びあつせんできるかを確認するために必要な書類	・役務の提供及びあつせん計画 （様式2） ・役務の内容を説明する書類

※その他、確認に必要な追加書類等の提出を求める場合がある。

平成 年 月 日

〇〇農務事務所長 殿

(申請者)

住 所 〒

氏 名

印

電話番号

旅館業法の特例を用いて簡易宿所営業（農業体験民宿業）の
許可申請をする際の事前確認願

農業体験民宿業を開設するに当たり、〇〇保健所へ旅館業法に規定される営業（簡易宿所）許可の申請を提出するため、下記について事前確認をお願いします。

なお、事前確認に当たっては、確認に必要な追加書類等の提供等に応じるとともに、関係機関等に事前確認願の記載内容等の確認に必要な事項について照会することに同意します。

- ・農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第 2 条第 5 項に該当する農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供及びあっせんができるかを確認するために必要な事項

別添役務の提供及びあっせん計画（様式 2）のとおり

（役務の内容を説明する書類を添付のこと）

(様式2)

役務の提供及びあっせん計画
(農業体験プログラム)

余暇活動名	区 分	具体的役務の内容	時 期	体験実施者 又はあっせん先
農村滞在型 余暇活動	①農作業の体験の指導	〈記入例〉 田植え作業	〈記入例〉 5月上旬	〈記入例〉 山梨太郎(申請者)
		稲刈り作業	9月中旬	〃
	②農産物の加工又は調理体験の指導	漬物づくり	11月～ 2月	山梨太郎(申請者)
		手打ちそばづくり	11月～ 2月	〃
	③地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与	和紙すき	12月～ 3月	山梨太郎(申請者)
④農用地その他の農業資源の案内	農村散策(ガイド付き)	4月～ 7月	山梨太郎(申請者)	
	生き物調査(ガイド付き)	4月～ 7月	〃	
⑤農作業体験施設等を利用させる役務	△△体験施設での藍染め体験	8月～ 10月	△△農村女性の会	

注) ※「区分」については、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第2条の区分(第2を参照)に準じて、提供及びあっせんする役務の内容、時期等について記入する。

※役務のあっせんの場合は、あっせん先を記入する。

※提供及びあっせん計画の具体的内容を説明する資料を添付する。

第 号
平成 年 月 日

申 請 者 殿

〇〇農務事務所長

旅館業法の特例を用いて簡易宿所営業（農業体験民宿業）の
許可申請をする際の事前確認について（回答）

平成 年 月 日付けで貴殿（貴社）から事前確認願のあったこのことについて、
以下のとおり回答します。

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第 2 条第 5 項に該当する
農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供及びあっせん

提供及びあっせんしようとする役務は、農村滞在型余暇活動に必要な役務であり、提
供及びあっせんが可能であることを確認しました。（確認できませんでした。）

【確認できなかった場合その理由】

（参考）

次の事由が生じた場合、農務事務所へ申し出るとともに、旅館業法施行規則第 4 条に基づき、当該施
設の所在地を管轄する保健所への届出が必要です。

- ① 農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供及びあっせんしなくなった場合